



佐賀県 弁護士会便り

第122号

R3/7/1
発行

佐賀県弁護士会は、引き続き新型コロナウイルス感染拡大に伴う種々の問題に関して、相談を実施しています。

事業者の方

中小企業（個人事業も含む）に関する相談 「ひまわりほっとダイヤル」

【県内全域】 随時 ※ 面談形式。約30分。無料。
各弁護士事務所にて ※ 要予約。相談申込は専用ダイヤルもしくは弁護士会までお電話を。
担当弁護士より折り返します。希望日時をお伝え下さい。
受付時間 毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00
全国共通専用ダイヤル TEL **0570-001-240**
佐賀県弁護士会直通 TEL **0952-24-3411**

生活困窮の方
労働者の方

労働問題・生活保護に関する相談

【県内全域】 随時 ※ 面談形式。約30分。無料。
各弁護士事務所にて ※ 要予約。相談申込は弁護士会までお電話を。
担当弁護士より折り返します。希望日時をお伝え下さい。
TEL **0952-24-3411**

無料電話相談

クイック・ナイター相談

毎週火曜日（祝日は除く） 17:30～19:30 毎週土曜日（祝日は除く） 13:00～15:30
※ 約10分。
TEL **0952-24-3411**

新型コロナウイルスに対する弁護士会対応（令和3年6月18日改訂、一部省略）

当会は、オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組む必要があることを自覚し、「3つの密」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われることが、同時に重なること）を避けるための取組（行動変容）をより強く徹底し、会員ほか市民のみならず、手洗い、うがい、咳エチケット等の感染防止対策の確実な履行を呼びかけます。また、当会は、感染拡大防止のための必要な施策を採ることを前提に、市民に対する法的サービスを可能な限り維持いたします。

【弁護士会館への来館】

すべての来館者（会員、会職員、会員事務所職員、相談者、出入り業者ほか）に対し、特に感染症拡大時においては来館の必要が無い場合には来館をご遠慮頂き、ご用件については電話等での問い合わせ・ご連絡を頂くようお願いいたします。当会の電話番号は、0952-24-3411です。

当会は、全ての来館者に対し、入館時・適時のアルコール消毒液（当会用意）による手指消毒を要請いたします。手指消毒にご協力いただけない方にはご入館いただけません。また、37.5℃以上の発熱・咳の症状がある方もご入館いただけません。当会は、全ての来館者に対し、マスク着用を推奨いたします。特に法律相談で来館される場合にはマスク着用にご協力をお願いいたします。

【弁護士会の行事・事業などのすべてに共通する条件】

- ①屋内実施の場合、参加者が会場の定員の50%（感染症拡大警戒時、及び非常事態宣言発令時は30%）以下であること
- ②参加者が相互に少なくとも2メートル程度の距離を確保して所在すること
- ③屋内で実施される場合、プライバシー侵害とならない範囲で、可能な限りの換気を行うこと
- ④風邪・発熱・倦怠感・味覚臭覚異常の症状のある者が参加しないこと
- ⑤参加者全員が手指消毒もしくは手洗いをしていること
- ⑥参加者の連絡先を主催者において把握していること
- ⑦感染症拡大警戒時、及び非常事態宣言発令時での弁護士会館の使用については、感染症拡大の防止の観点から時間制限や1日の予約数の制限を行うことがあります

- ・市民も参加する当会主催・共催のイベント
- ①緊急事態宣言発令期間中、及び感染症拡大警戒時は実施いたしません
- ②上記以外の場合においては、本方針に定める必要な感染拡大防止策を講じることを前提に実施の可否を検討します
- ・法律相談、示談あっせん等
- ①相談者と会員との間に2メートル程度の間隔を取ること
- ②在室者全員が可能な限りマスクを着用すること（当会会員は必ずマスクを着用することとします）
- ③人の入れ替えの際には十分な換気を講じること